一般社団法人日本小児口腔外科学会

第19回 暫定措置時研修施設の申請について

日本小児口腔外科学会は認定医制度発足にしたがい (平成 21 年 11 月 22 日総会承認), 第 18 回暫定措置時研修施設の申請を下記のごとく実施いたします.

I. 研修施設の申請資格

研修施設の認定を申請する施設(以下、申請施設という)は、次の各号に定めるすべての資格を要する.

- 1 小児口腔外科治療を対象とする施設であること. ただし、複数の診療科のある施設では診療科単位で申請すること.
- 2 AED を含む救急救命器具を施設内に有すること.
- 3 研修カリキュラムに定められた小児口腔外科治療が、所定の件数以上行われていること.
- 4 本学会指導医ないしは指導医申請者が1名以上常勤していること.
 - 注) 指導医申請と研修施設申請は同時に申請することができる
- 5 申請施設において、小児口腔外科治療全般の研修が可能であること.
- 6 教育行事の開催が恒常的に行われていること.

II. 研修施設の申請方法(申請用紙につきましては学会 HP に掲載されていますので、コピーしてご使用ください。)

- 1 申請施設の代表者は、次の各号に定める申請書類に審査料を添えて、認定医委員会に提出しなければならない。
 - 1)研修施設認定申請書(様式13)
 - 2) 指導医の在籍(職)証明書(様式15)
- 2 研修施設委員会は、必要に応じてその他の資料などの提出を求めることができる.

Ⅲ. 研修施設の認定(審査ならびに認定)

- 1 研修施設の審査は、申請書類で行うものとする、
- 2 申請施設については、認定医委員会が研修施設としての適否を審議し、理事会に答申して承認を得るものとする.
- 3 理事会にて承認された結果は、評議員会および総会にて報告する.
- 4 この規則に定めるものの他、研修施設の資格審査ならびに認定方法などについては別に定める.

Ⅳ. 申請料・登録料

申請料・登録料は合わせて1万円とする.(審査にて不合格でも申請料・登録料は返金いたしません)申請料・登録料は申請者本人名義で下記口座へお振り込みください.

銀 行 名:三井住友銀行 新宿西口支店

口 座 名:日本小児口腔外科学会 口座番号:普通預金 NO. 9159664

- V. 申請締切: 2020 年 10 月 2 日 (消印有効)
- Ⅵ. 申請書類郵送先:(一社)日本小児口腔外科学会事務局

〒115-0055 東京都北区赤羽西6-31-5 (株) 学術社 内

TEL: 03 - 5924 - 1233 FAX: 03 - 5924 - 4388